

熱海市総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月18日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第7号

熱海市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

熱海市総合福祉センター条例（昭和54年熱海市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市民及び地域社会の福祉の増進を図る」を「地域住民等が世代又は分野を超えてつながり支え合う地域共生社会の実現に資する」に改める。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 地域福祉に関すること。
- (2) 福祉関係諸団体の活動支援に関すること。
- (3) 地域福祉に関する活動を行う団体が活動及び集会の場として使用する別表に掲げる貸出施設（以下「貸出施設」という。）の供与に関すること。
- (4) 地域福祉に関して交流を図ることができる場の提供に関すること。
- (5) 健康増進の場の提供に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事業

第4条中「福祉センター」を「貸出施設」に改める。

第6条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第7条中「福祉センター」を「貸出施設」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が別に納期を指定した場合は、この限りでない。

第8条第1項中「福祉センター」を「貸出施設」に、「一に」を「のいずれかに」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「その他福祉団体等が福祉活動」を「福祉関係諸団体が地域福祉の推進に資する活動」に改め、同号を同項第2号とする。

第9条ただし書中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「福祉センター」を「貸出施設」に、「できなかつた」を「できなかった」に改める。

第12条中「条例施行」を「条例の施行」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第7条関係）

- (1) 貸出施設使用料

| 区分 | 時間 | 午前9時から | 午後1時から | 午後5時から |
|------|----|---------|---------|---------|
| | | 午後1時まで | 午後5時まで | 午後9時まで |
| 大広間 | | 3, 300円 | 3, 300円 | 4, 950円 |
| 体育室 | | 1, 100円 | 1, 100円 | 1, 650円 |
| 集会室 | | 1, 100円 | 1, 100円 | 1, 650円 |
| 視聴覚室 | | 1, 100円 | 1, 100円 | 1, 650円 |
| 和室 | | 1, 100円 | 1, 100円 | 1, 650円 |
| 活動室 | | 1, 100円 | 1, 100円 | 1, 650円 |

(2) 貸出施設附属設備使用料

| 種別 | 内容 | 数量 | 1回の使用料 |
|-----|---------------|----|--------|
| 拡声器 | アンプ、マイク、スピーカー | 1式 | 550円 |

備考

- 1 市民以外の者が使用する場合の使用料は、当該使用料の1.2倍に相当する額とする。
- 2 使用者が施設を破損させた場合は、修理に係る実費を弁償するものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお、従前の例による。